

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区では、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和5年10月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務及びそれに附帯する事務
②事務の概要	<p>【資格・賦課業務】 被保険者の資格管理及び保険証等の発行、国民健康保険料の賦課に係る事務</p> <p>【収納業務】 国民健康保険料の収納管理、口座振替、督促・催告、過誤納金の充当及び還付、滞納整理に係る事務</p> <p>【給付業務】 療養の給付、高額療養費、高額療養費貸付基金、高額介護合算療養費、出産費資金貸付基金、一部負担金の減免及び徴収猶予、その他給付に係る事務</p> <p>【その他業務(被保険者の健康の保持増進に関する事業)】 被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務 被保険者に対する、はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券・区営プール利用券の配付に係る事務</p>
③システムの名称	国保システム、収納支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報提供が出来る根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の1、2、3項関係: 第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係: 第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の9項関係: 第8条(児童福祉法関係) 別表第二の26項関係: 第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係: 第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係: 条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係: 第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係: 第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係: 第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係: 第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係: 第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係: 第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係: 第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係: 第46条(介護保険法関係) 別表第二の120項関係: 第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二の9項関係: 第8条(児童福祉法関係) 別表第二の12、15項関係: 第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係: 第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の22項関係: 第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係: 第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の97項関係: 第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係: 第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の109項関係: 第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民部 国保年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1208

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	表紙 公表日	平成27年6月3日	平成27年10月2日	事後	公表日の更新
平成27年10月2日	表紙 特記事項	大田区では、国民健康保険事務及びそれに付帯する事務の一部を委託している。委託事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	大田区では、国民健康保険事務及びそれに付帯する事務の一部を委託している。委託事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。	事後	用語を修正
平成27年10月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保システム、収納支援システム	国保システム、収納支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	情報連携機能で使用するシステム名を追記
平成27年10月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	事後	情報連携機能で使用するファイル名を追記
平成27年10月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係)	事後	番号法別表第一主務省令を追記
平成27年10月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①照会できる特定個人情報番号 1、2、4、5、31、33、55、64 ②提供する特定個人情報番号 31、35、37、38、39、43、46、47、50	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び別表第二の42、43、44、45、46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の42項関係: 第25条(国民健康保険法関係) 【<<中略>>、主務省令の条項を追記】 <情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 別表第二の1、2、3項関係: 第1、2、3条(健康保険法関係) 【<<中略>>、主務省令の条項を追記】 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項) 別表第二の9項関係: 第8条(児童福祉法関係) 【以下<<中略>>、主務省令の条項を追記】	事後	番号法別表第二主務省令を追記
平成28年6月1日	表紙 公表日	平成27年10月2日	平成28年6月1日	事後	再評価の実施
平成28年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年11月1日 時点	平成28年5月9日 時点	事後	しきい値再判定の実施
平成28年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成28年5月9日 時点	事後	しきい値再判定の実施
平成29年1月6日	表紙 公表日	平成28年6月1日	平成29年1月6日	事後	再評価の実施
平成29年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保システム、収納支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	国保システム、収納支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	システムの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> 別表第二の43項関係:条項未制定(国民健康保険法関係) <情報提供が出来る根拠法令> 別表第二の22項関係:条項未制定(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:条項未制定(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:条項未制定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	<情報参照ができる根拠法令> 別表第二の43項関係:第25条(国民健康保険法関係) <情報提供が出来る根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:第41条(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	事後	番号法別表第二主務省令の条項を修正
平成29年1月6日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月9日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	しいき値再判定の実施
平成29年1月6日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月9日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	しいき値再判定の実施
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	平成29年4月13日 時点	事後	しいき値再判定の実施
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	平成29年4月13日 時点	事後	しいき値再判定の実施
平成30年6月4日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	用語を修正
平成30年6月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の43項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の33項関係:条項未制定(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:条項未制定(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:条項未制定(地方公務員共済組合法関係) 別表第二の12.15項関係:条項未制定(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:条項未制定(予防接種法関係) 別表第二の78項関係:第41条(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	別表第二の43項関係:第25条の2(国民健康保険法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員共済組合法関係) 別表第二の12.15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	事後	番号法別表第二の関係条項を追記
平成30年6月4日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	小出 和男	牧井 正幸	事後	所属長の異動
平成30年6月4日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月13日 時点	平成30年4月25日 時点	事後	しいき値再判定の実施
令和1年6月14日	表紙 公表日	平成28年6月1日	令和1年6月14日	事後	再評価の実施
令和1年6月14日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職(様式変更により、所属長名から所属長の役職に変更となったため)	牧井 正幸	国保年金課長	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)
令和1年6月14日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月25日 時点	平成31年4月23日 時点	事後	しいき値再判定の実施
令和1年6月14日	IVリスク対策	なし	項目(IVリスク対策)の追加	事後	再評価の実施 (様式の変更のため)
令和2年9月30日	表紙 公表日	令和1年6月14日	令和2年9月30日	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠追加)
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の1、2、3項関係:第1、2、3条(健康保険法関係) 別表第二の4、5項関係:第4、5条(船員保険法関係) 別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関係) 別表第二の27項関係:第20条(地方税法関係) 別表第二の30項関係:条項未制定(社会福祉法関係) 別表第二の33項関係:第22条の2(私立学校教職員共済法関係) 別表第二の39項関係:第24条の2(国家公務員共済組合法関係) 別表第二の42項関係:第25条(国民健康保険法関係) 別表第二の58項関係:第31条の2(地方公務員等共済組合法関係) 別表第二の62項関係:第33条(老人福祉法関係) 別表第二の80項関係:第43条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関係) 別表第二の93項関係:第46条(介護保険法関係) 別表第二の120項関係:第59条の3(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠追加)
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(9、12、15、17、22、78、97、106、109の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の12、15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の9項関係:第8条(児童福祉法関係) 別表第二の12、15項関係:第10条の2、第11条の2(児童福祉法関係) 別表第二の17項関係:第12条の3(予防接種法関係) 別表第二の22項関係:第15条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 別表第二の78項関係:第41条の2(雇用保険法関係) 別表第二の97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 別表第二の106項関係:第53条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 別表第二の109項関係:第55条の2(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令上の根拠削除)
令和2年9月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月25日 時点	令和2年4月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しいき値再判定の実施)
令和3年4月30日	表紙 公表日	令和2年9月30日	令和3年4月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しいき値再判定の実施)
令和3年4月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しいき値再判定の実施)
令和3年4月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しいき値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項))	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等の給付情報の中に国保情報が含まれている項(12、15、17、22、78、97、106、109の項))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法の改正)
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年10月13日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)